第三十五条の四　沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に係る産業高度化・事業革新措置の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三十五条の五　沖縄県知事は、認定事業者に対し、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

第三十六条中「産業高度化地域」を「提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域」に、「製造業等又は産業高度化事業」を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業」に、「者」を「認定事業者」に改める。

第三十七条中「第十七条」を「第九条」に、「産業高度化地域」を「提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域」に改め、「区域内において」の下に「認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って」を加え、「産業高度化事業」を「産業高度化・事業革新促進事業」に、「者」を「認定事業者」に改める。

第三十八条及び第三十九条中「産業高度化地域」を「提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域」に、「産業高度化事業」を「産業高度化・事業革新促進事業」に改める。

第四十条中「産業高度化地域」を「提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域」に改め、「の産業高度化」の下に「及び事業革新」を加える。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節　国際物流拠点産業集積地域

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十二条の見出しを「（国際物流拠点産業集積地域の指定）」に改め、同条第一項中「企業の立地が進んでいない地域（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であって、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進する」を「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域（第五項において「対象地域」という。）であって、国際物流拠点産業の集積を図る」に、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第三項及び第四項の規定中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第五項中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至った」を「対象地域に該当しなくなった」に改める。

第四十三条の前の見出し及び同条第一項中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第四十四条第一項中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、「専ら」を削り、「製造業、倉庫業又はこん包業」を「特定国際物流拠点事業」に改め、「ものは」の下に「、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること」を加える。

第四十五条から第四十七条までの規定中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第四十八条第一項中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「製造業等」を「国際物流拠点産業」に改め、同条第二項中「同項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業」を「特定国際物流拠点事業」に改める。

第四十九条中「第十七条」を「第九条」に、「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「製造業等」を「国際物流拠点産業」に改める。

第五十条中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第五十一条中「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第五十二条から第五十四条までを次のように改める。

（税関等の業務を機動的に行う体制の整備等）

第五十二条　国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五十三条及び第五十四条　削除

第五十六条第一項中「専ら」を削り、「法人は」の下に「、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること」を加える。

第五十八条中「第十七条」を「第九条」に改める。

第六十条から第六十二条までを次のように改める。

（資金の確保等）

第六十条　国及び地方公共団体は、沖縄振興計画に基づいて行う農林水産業の振興のための事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（国等の援助）

第六十一条　国及び地方公共団体は、沖縄の特性に即した農林水産業の振興に資するため、農林水産業者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

（漁業者に係る安全対策の強化等）

第六十二条　国は、沖縄の周辺の海域の漁場において漁業者が安全にかつ安心して水産業を営むことができるよう、安全対策の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六十五条第一項中「産業高度化地域」を「提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域」に改め、同条第二項中「石炭（」を「石炭等（」に、「第二条第四号」を「第二条第三号に規定するガス状炭化水素であって関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一一号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号」に改める。

第六十七条の前の見出しを削り、同条から第七十一条までを次のように改める。

第六十七条から第七十一条まで　削除

第七十五条から第七十七条までを次のように改める。

第七十五条から第七十七条まで　削除

第八十一条を次のように改める。

（職業指導等の措置）

第八十一条　前三条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、沖縄の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第四章中第八十三条の次に次の一条を加える。

（人材の育成等）

第八十三条の二　国及び地方公共団体は、観光、情報通信、金融等の沖縄の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保のための措置並びに起業を志望する者に対する支援のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　文化の振興等

第八十四条の見出し中「振興等」を「振興」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の三条を加える。

（良好な景観の形成）

第八十四条の二　国及び地方公共団体は、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自然環境の保全及び再生）

第八十四条の三　国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。